

文京区告示第135号

下記の者について、地方税法に係る通知が送達不能につき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 及び文京区特別区税条例(昭和 39 年 12 月条例第 44 号)第 6 条の規定により公示する。

なお、差押調書(謄本)は本職において保管し、送達を受けるべき者より申し出があった場合は交付する。

令和 8 年 7 月 6 日

文京区長 成澤 廣修



※ 送達があったとみなす日

令和 8 年 7 月 13 日

記

1 根拠法令及び文書番号

地方税法 2026 文総税第 311 号

2 送達をうけるべき者の氏名

井上 寿広